

## 現行憲法と自民党「日本国憲法改正草案」対照表

現行憲法	自民党「日本国憲法改正草案」
第三章 国民の権利及び義務	第三章 国民の権利及び義務
<p>第十一条 国民は、<u>すべて</u>の基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</p>	<p>(基本的人権の享有)</p> <p>第十一条 国民は、<u>全て</u>の基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p>
<p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に<u>公共の福祉</u>のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>(国民の責務)</p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に<u>公益及び公の秩序</u>に反してはならない。</p>
<p>第十三条 <u>すべて</u>国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、<u>最大の尊重を必要とする</u>。</p>	<p>(人としての尊重等)</p> <p>第十三条 <u>全て</u>国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、<u>最大限に尊重されなければならない</u>。</p>
<p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、<u>これを保障する</u>。</p> <p>[新設]</p> <p>② 検閲は、<u>これを</u>してはならない。通信の秘密は、<u>これを</u>侵してはならない。</p>	<p>(表現の自由)</p> <p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</u></p> <p>3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p>